

出生届をされた方へ

ご出産おめでとうございます！

どの手続きの際にも「**本人確認書類**」を必ず持参するようお願いいたします。

また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 本庁 0274-22-1211 (代) 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
 鬼石総合支所 0274-52-3111 (代) 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

◎藤岡市役所の開庁時間は『平日午前8時30分から午後5時15分まで』となっています。

◎毎週水曜日に、本庁舎1階フロア「市民課・保険年金課・納税相談課・税務課」は『午後8時まで』、
 鬼石総合支所「鬼石振興課 鬼石住民係」は『午後7時まで』夜間窓口を実施しています。

※手続きによっては夜間窓口で受付できないものもありますので、事前に担当課へご確認ください。

※**戸籍ができるまでに出生届を藤岡市に提出した日から1～2週間程度かかります。**

対象者	担当課	『手続き名』・手続きに必要なもの
全員	本庁舎1階 市民課 (③・④番窓口) 市民窓口係 直通40-2256	☆『母子健康手帳への証明』 ◎母子健康手帳
	本庁舎1階 保険年金課 (⑥番窓口) 医療年金係 直通40-2259	☆『福祉医療の申請・誕生記念樹引換券の交付』 (生まれた子の保険証ができたら申請) ◎健康保険証 (生まれた子のもの) ※記念樹は「ふじ、きんもくせい、冬桜」のうち いずれか1本を交付します。
	保健センター1階 子ども課 子ども家庭支援係 直通40-2286	☆『児童手当の申請』 《新規申請・1人目の場合》 ◎請求者の健康保険証 ◎請求者名義の預金通帳 ◎本人確認書類 *子どものマイナンバー (子どもと別居の場合) ◎請求者、配偶者のマイナンバー 《増額申請・2人目~の場合》 ◎本人確認書類
母が 国民健康保険 (加入期間が6ヶ月以上) に加入されている方	本庁舎1階 保険年金課 (⑥番窓口) 国保係 直通40-2822	☆『出産育児一時金の請求』 (病院への直接払い制度を希望しなかった方) ◎母の国民健康保険証 ◎医療機関から発行された領収・明細書 ◎世帯主の口座番号のわかるもの
市営住宅 にお住まいの方	中庁舎1階 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
お子さんが外国人 の方	詳しくは 出入国在留管理庁へ お問い合わせください。	『在留資格の取得申請』 外国人のお子さんが60日を超えて日本に在留する場合は、 出生から30日以内に地方出入国在留管理官署において在留資格の取得を申請する必要があります。

☆の付いた手続きは、鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。